

行政上の不利益処分と刑事罰の併存の例

(1) 金銭的不利益処分と刑事罰が併存している立法例

法令・禁止行為	金銭的不利益処分	刑事罰	
【国税通則法・所得税等】 ・いわゆる脱税行為	重加算税 (脱税額の35～40%増)	個人	3年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
		法人	500万円以下の罰金 (脱税額相当まで引き上げ可能)
【独占禁止法】 ・私的独占(支配型) 不当な取引制限	課徴金 (違反行為に係る売上高の10%等)	個人	3年以下の懲役 又は 500万円以下の罰金
		法人	5億円以下の罰金
【証券取引法】 ・不公正取引(インサイダー取引等) 発行開示・継続開示義務違反	課徴金 (行為類型ごとに法定の算定方法)	個人	5年以下の懲役 又は 500万円以下の罰金*
		法人	5億円以下の罰金

*風説の流布・偽計、相場操縦、発行開示・継続開示義務違反の場合。
インサイダー取引の場合は3年以下の懲役 又は 500万円以下の罰金

(2) 非金銭的不利益処分と刑事罰が併存している立法例

法令・禁止行為	行政処分	刑事罰	
【食品衛生法】 腐敗、有毒、汚染等の食品・添加物の販売、製造、加工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品・添加物・器具・容器包装の破棄その他必要な措置の命令 ・ 営業許可の取消、営業の全部又は一部の禁止、営業停止 	個人	3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
		法人	1億円以下の罰金
【特定商取引に関する法律】 訪問販売の勧誘の際に、又は申込みの撤回・解除を妨げるために、不実のことを告知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な措置を採るよう指示 ・ 訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止の命令 	個人	2年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
		法人	300万円以下の罰金
【旅行業法】 旅行業務取扱主任者の不選任、誇大広告等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善措置の命令 ・ 登録取消、業務の全部又は一部の停止 	個人	30万円以下の罰金
		法人	30万円以下の罰金